

徳島県立総合大学校設置要綱

(目的)

第1条 国際化、情報化の進展や少子・高齢社会、地方分権の進展、さらには、人口減少社会の到来など新たな時代潮流に対応しながら、県が保有する専門知識や技術を活用して21世紀を担う人材創造に貢献するとともに、県民の様々な学習ニーズに対応する「県民“まなび”拠点」として、徳島県立総合大学校（以下「大学校」という。）を設置する。

(運営等)

第2条 大学校は、前条に掲げる目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するよう努めるものとする。

2 大学校は、条例等で個別に規定を設けている場合を除き、この要綱を適用する。

3 大学校の運営年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(大学校長等)

第3条 大学校に大学校長、副校長を置く。

2 大学校長は、徳島県知事とする。

3 大学校長は、大学校を代表する。

4 副校長は、徳島県教育委員会教育長とする。

5 副校長は、大学校長を補佐し、大学校長に事故があるとき、又は大学校長が欠けたとき、その職務を行う。

(情報提供)

第4条 大学校は、講座情報及び政策研究活動等の状況について、積極的な情報提供に努めるものとする。

(本部及び学部等)

第5条 大学校に本部及び学部等を置く。

1 本部に企画研修部、総合教育部、南部校、西部校を置く。

2 学部等に次の養成コース及び部を置く。

医療専門養成コース

産業人材養成コース

教育社会学部

防災減災学部

総合政策学部

生活環境学部

文化芸術学部

健康福祉学部
男女共同参画学部
産業経済学部

3 本部及び学部等に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(入学の時期)

第6条 大学校への入学は、個別に規定を設ける学校及び講座等以外については、「学びの手帳」の交付を受けた時又は受講、参加した時とする。

(入学資格)

第7条 大学校への入学は、個別に制限を設ける学校及び講座等以外何らの制限を行わない。

(単位)

第8条 講座等を修了した者には、その講座における所定の単位を与える。

2 単位の計算については、学校及び講座等の方法に応じて行うものとし、大学校長が別に定める。

(奨励賞の認定及び授与)

第9条 大学校における学びの意欲を高めるため、奨励賞を設ける。

2 奨励賞は、大学校長が認定し、授与する。

3 前項の規定により授与する奨励賞に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(授業料等)

第10条 授業料等については、学校及び講座等ごとに定める額とする。

(とくしま政策研究センター)

第11条 大学校にとくしま政策研究センターを置く。

2 とくしま政策研究センターに関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(とくしま人材能力開発センター)

第12条 大学校にとくしま人材開発センターを置く。

2 とくしま能力開発センターに関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(学部長等会議)

第13条 大学校に学部長等会議を置く。

2 学部長等会議に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(運営協議会)

第14条 大学校に、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、大学校の運営に関する重要事項について、大学校長に対して助言又は提言を行う。
- 3 運営協議会は、委員21人以内で組織し、委員は、生涯教育等に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから、大学校長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(事務組織)

第15条 大学校に事務組織を置く。

- 2 事務組織に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、大学校の運営に関し必要な事項は、大学校長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

徳島県立総合大学校運営協議会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県立総合大学校設置要綱第14条第5項の規定に基づき、徳島県立総合大学校（以下「大学校」という。）の運営協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について助言又は提言を行う。

- (1) 大学校の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) その他大学校の運営に関する重要事項

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

第5条 会議の事務は、本部において行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営その他運営協議会に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

徳島県立総合大学校運営協議会公開要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県立総合大学校（以下「大学校」という。）の運営協議会（以下「協議会」という。）及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の公開)

第2条 協議会は原則として公開とする。ただし、協議会において、徳島県情報公開条例（平成13年3月27日徳島県条例第1号）第8条各号に定める情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合、又は協議会を公開することにより、協議会の公正かつ円滑な運営に著しい支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定方法)

第3条 前条ただし書の規定により非公開とする場合は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会に諮って決定する。

(協議会の開催の周知)

第4条 会長は、協議会開催の日時が決まり次第、徳島県のホームページへの掲載等適切な方法により遅滞なく公表するものとする。

2 公表の内容は、協議会名、日時、場所、審議事項、傍聴申込方法、傍聴者の定員（10名程度）及びその他必要事項とする。

(傍聴者の決定方法)

第5条 傍聴を希望する者は、指定された日までに、電話又はファクシミリにより、大学校本部（自治研修センター）へ申し込むものとする。

2 傍聴申込者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。

ただし、傍聴申込者が定員に満たない場合は、協議会当日の口頭での申込みによる傍聴も認めるものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、議事の円滑な進行を妨げないこと。
- (2) 協議会における発言に対して批判を加え、可否を表明し又は拍手をしないこと。
- (3) みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) はちまきや腕章等を着用したり、プラカードやのぼりの類を掲げる等の行為をしないこと。
- (5) 会長が特に認める場合を除き、撮影又は録音を行わないこと。
- (6) その他協議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

- 2 傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは退出させることができる。

(報道関係者の傍聴)

第7条 報道関係者の傍聴についても、この要領を準用する。ただし、第5条の規定は適用しないものとする。

(会議録の公開)

第8条 協議会の会議録は、次回の協議会に諮った上で、これを公表する。ただし、次回の協議会が長期に開催される見込みのない場合は、会長の判断により公表するものとする。

- 2 公表の方法は、大学校本部（自治研修センター）において閲覧に供するとともに、徳島県のホームページに掲載する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、非公開情報に関する会議録については公表しない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。